

覚書

6 - 3

建設省河治発第39号

平成6年5月31日

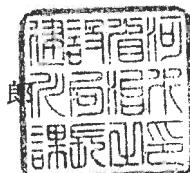
農林水産省構造改善局建設部設計課長

岡本芳郎



建設省河川局治水課長

山田俊



農業用河川工作物の応急対策について、農林水産省と建設省は、下記のとおり了解する。

記

1 対象となる施設とその範囲

応急対策の対象となる施設とその範囲は、原則として、別添「河川管理施設等応急対策基準」に基づき個々の施設ごとに農林水産省の地方局、又は都道府県の農林水産担当局と建設省の地方局、又は都道府県の土木担当部局間（以下「両者」という。）で協議して定めるものとする。

2 経費の負担

応急対策の実施に係る経費の負担区分は、次によるものとする。

- (1) 占用許可を受けていた用排水路の応急対策については、原則として、河川管理者とするものとする。
- (2) 占用許可を受けていない範囲にあっても、許可工作物に付帯して実施する取付擁壁及び護床工については、許可工作物管理者とするものとする。

- (3) 別添「河川管理施設等応急対策基準」2.(2)において、新たに追加した項目ト、チ、リのうち、ト及びチについては、原則として河川管理者、リについては、許可工作物の管理者とするものとする。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)以外の部分に係る費用負担区分については、次によるものとする。

許可を受けて応急対策を実施する 事業の種類	負 担 割 合	
	許可工作物の管理者	河川管理者
国 嘗	1/2	1/2
都 道 府 県 嘗	1/2	1/2
団 体 嘗	1/4	3/4

(注) ため池等整備事業にあっては、大規模は都道府県営、小規模は団体営としてそれぞれ取り扱うものとする。

ただし、許可を受けて応急対策を実施する事業の種類が団体営である場合、直轄河川にあっては改修計画、補助河川にあっては全体計画に護岸の施工が計画されており、かつ、将来著しい手戻りがないと認められるときは、占用許可を受けている区域外の護岸について河川管理者が負担することができるものとする。

3 その他

「農業用河川工作物の応急対策について（覚書）」（昭和52年7月15日付け52-517建設省河治発第45号）は廃止するものとする。

河川管理施設等応急対策基準

1 応急対策を実施する河川管理施設等は、次の河川の区間に設置されている施設とする。直轄管理区間（河川法施行令第2条第7号の区間を含む。）及び知事管理区間（河川法施行令第2条第7号の区間を除く。）で河道の整備されている一連の区間。

2 河川管理施設等別の応急対策基準は次のとおりとする。

（1）床止め及び堰

- イ 護床工が十分でないために床止め又は堰の上下流の河川管理施設に支障を及ぼす恐れがある場合には、護床工を追加して設けるものとする。
- ロ 取付擁壁が設けられていないものは、床止め又は堰上流の低水路の法面と床止め又は堰の天端との交点より出ない位置で水叩きの範囲に、原則としてコンクリート擁壁を設けるものとする。
ただし、現在の取付護岸が落下水の影響に対して十分な強度を有する場合は、この限りではない。
- ハ 取付護岸は、床止め又は堰に接する河岸又は堤防に設ける場合は、上流側は床止め又は堰の上流端から10メートル又は護床工の上流端から5メートルのうちいずれか長い方から、下流側は水叩きの下流端から15メートル又は護床工の下流端から5メートルのうちいずれか長い方までの区間以上に設けるものとする。
- ニ ハに掲げるもののほか、河川の流水の変化に対し保護する必要がある河岸又は堤防には、当該河川の状況に応じて適当な区間に護岸を設けるものとする。
- ホ 護岸の高さは、低水路の岸にあっては低水路の岸の高さとし、河岸（低水路の岸を除く。）又は、堤防にあっては計画高水位までとするものとする。ただし、洪水時の河川の流水の変化が著しい場合又は高潮区間にあっては、堤防の高さとするものとする。また、計画高水位が現在堤防高を上回る場合は、堤防高までとする。
- ヘ 水叩き又は護床工の範囲をはずれる取付護岸には、根固工を設けるものとする。
- ト 床止め又は堰付近の高水敷には、必要な範囲に高水敷保護工を設けるものとする。
- チ 堰のゲートが確実に開閉しないものは、確実に開閉するよう措置するものとする。

（2）水門及び樋門

- イ （1）イ～ハの規定は、水門（閘門を含む。以下同じ。）が横断する河川又は水路の取付護岸について準用する。この場合において、同項中「床止め又は堰」とあるのは「水門」と「上流側」とあるのは「当該水門が横断する河川又は水路の上流側」と「下流側」とあるのは「当該水門が横断する河川又は水路の下流側」と、読み替えるものとする。
- ロ 水門及び樋門（樋管を含む。以下同じ。）が横断する河岸又は堤防に設ける護岸は、当該水門及び樋門の上流側及び下流側のそれぞれ10メートル以上の区間に設けるものとし、その高さは、計画高水位までとする。ただし、小規模な樋門で、地形の状況等により、その必要がないと認められる場合にはこの限りでない。

- ハ 堤防法尻から15メートル以内の堤外区間にある水路については、必要に応じ、水路護岸、高水敷保護工及び高水護岸を設けるものとする。
- ニ 管理橋が必要な樋門であって管理橋が設置されていないものについては、管理橋を設置するものとする。
- ホ 樋門のゲートの操作台が低く出水時の操作が困難なものは、操作台を嵩上げするものとする。
- ヘ ゲートは、確実に開閉する構造に改造するものとする。
- ト 水門及び樋門周辺の不等沈下に起因して堤体に空洞化が発生し、又は恐れがある場合に、堤体の修復をするものとする。
- チ 施工の古い小口径樋管の函体等のクラックにより堤体土砂が吸い出されることに起因して、堤体に空洞化が発生し、又は恐れがある場合に、堤体の修復をするものとする。
- リ 遮水構造が十分でないために、函体下部の土砂の流動と洗掘による土砂の吸い出しを発生させる恐れのある場合には、遮水矢板を追加して設けるものとする。

(3) 橋梁

- イ 橋梁の取付護岸の長さは、橋の上流端及び下流端から上流及び下流にそれぞれ次の式によって得られる値（30メートル以上となる場合は30メートル）の長さの区間に以上に設けるものとする。

$$L = 1/2 (20 + 0.005Q)$$

ここに、L : 取付護岸の長さ (m)

Q : 計画流量 (m^3/s)

ただし、計画流量が $2000 m^3/s$ 未満の河川においては10メートル以上とする。

- ロ 橋梁の取付護岸の高さは、計画高水位以上とする。ただし、洪水時の河川の流水の変化が著しい場合又は高潮区間においては、堤防の高さとする。

(4) その他

- (1)、(2)、(3)に定める以外の河川管理施設等についても、当該施設等が接続する他の河川管理施設に対し、洪水、高潮時に支障を及ぼす恐れがある場合は、以上の基準に準じて適切な改善措置を講ずるものとする。